

## NI+C研修サービスのご提供条件

お客様と日本情報通信株式会社(以下「NI+C」といいます)はNI+Cによる研修サービスの提供に関し、注文書および次の条件にて契約を締結します。

### 第 1 条 (目的)

NI+Cは、お客様の希望する研修(以下「本研修」という)の実施に係わる業務(以下「本件業務」という)を受諾するものとします。

### 第 2 条 (本件業務の内容)

NI+Cは、本件業務として注文書・注文請書記載の業務を行うものとします。注文書(申込)に対し、注文請書(受諾)を発行することにより契約が成立するものとします。

### 第 3 条 (研修の実施)

本研修の実施の詳細については、注文書記載のとおりとします。

### 第 4 条 (納入と検査)

NI+Cは、研修開始5営業日前までに教材等をお客様に納入することとします。

2. お客様は、教材等の納入を受けた場合は、乱丁、落丁の検査を行うものとします。
3. NI+Cの責に帰すべき事由により、教材等が前項の検査で不合格となった場合、または研修の実施において教材等に不具合が発見された場合、NI+Cは、教材等を取り替えるか又は修補するものとします。
4. お客様がNI+C指定会場にて受講する参加型研修(以下「参加型研修」といいます)の場合は、教材等は当日引き渡されるものとします。お客様は乱丁、落丁の検査を速やかに行い、発見された場合は研修時間中に申し出を行うものとします。

### 第 5 条 (契約金額)

研修サービス料金は注文書記載のとおりとします。

### 第 6 条 (請求方法)

NI+Cは、研修終了後、第5条に定める研修サービス料金に別途消費税を加算の上、お客様に請求します。

### 第 7 条 (支払方法)

お客様は、前項の支払請求があったときはその支払請求書に基づき、表記条件に従い銀行振込の方法によって支払うものとします。尚、その振込手数料はお客様が負担するものとします。

### 第 8 条 (研修内容の変更・中止)

お客様は、必要がある場合にはNI+Cと協議の上、研修実施内容を変更し、若しくは研修を一時中止し、またはこれを打ち切ることができることとします。この場合において、研修サービス料金を変更する必要があるときは、NI+Cお客様協議して、これを定めるものとします。

2. 前項の場合において、NI+Cが損害を受けたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。
3. 参加型研修の場合、お客様理由による解約はできません。
4. 参加型研修の場合、主催者が定める定員に満たない場合には研修が中止される場合があります。

### 第 9 条 (無償延伸)

NI+Cは、天災その他、NI+Cの責に帰すことができない事由により、第3条の実施時期に研修を実施することができないときはお客様に対して遅滞なくその事由を付して実施時期の延期を求めることができるものとします。この場合における延期日時はNI+Cお客様協議して定めることとします。

2. 前項の場合、参加型研修の場合、別途主催者が指定する日程にて開催されるものとします。

### 第 10 条 (権利義務の譲渡)

お客様およびNI+Cは、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならないものとします。

### (委任又は下請負)

第 11 条 NI+Cは、NI+Cの判断で、本契約の履行について一括して第三者(以下「従契約者」といいます)に委任し、若しくは請負わせることができるものとします。

### 第 12 条 (秘密の保持)

お客様およびNI+Cは、本研修により知り得た相手方の情報のうち秘密として明示された情報(以下「秘密情報」という。)を第三者に公表、又は漏洩してはならないものとします。

2. 前項にかかわらず、お客様およびNI+Cは、既に公知公用又は情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知公用となった情報を機密情報として取扱う必要はないものとします。
3. お客様およびNI+Cは、自己が保有する第三者の機密情報を、当該第三者の承諾なしに開示し又は本契約の目的外に使用してはならないものとします。

### 第 13 条 (損害賠償の制限)

NI+Cの責に帰すべき事由によりお客様が現実に損害を被った場合、NI+Cは、お客様に生じた通常且つ直接の損害に限り本契約の契約金額を上限として賠償する責を負うものとします。NI+Cは請求原因の如何に関わらず、お客様に生じた特別損害、間接損害、拡大損害、懲罰的損害、および、逸失利益について免責されるものとします。

### 第 14 条 (知的財産権)

本研修の実施のために作成または引き渡された教材の著作権は、NI+Cまたは従契約者に留保されるものとします。

### 第 15 条 (反社会的勢力の排除)

お客様およびNI+Cは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- 1) 自らまたは自らの役員等(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。)であること
- 2) 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
- 3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
- 4) 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜

を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

- 5) 個別契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること
2. お客様およびNI+Cは、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に個別契約を解除することができます。
  - 1) 第1項に違反したとき
  - 2) 自らまたは第三者をして、相手方に対する①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③脅迫的言辞または暴力的行為、また、④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為、をしたとき
3. NI+Cは、個別契約によりNI+Cが受託した業務の一部を第三者に再委託する契約(以下、「再委託契約」という。)の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判明したとき、または再委託契約の相手方

が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければなりません。

4. お客様は、NI+Cが前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に個別契約を解除することができます。
5. お客様およびNI+Cは、第2項および前項の規定により個別契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。
6. 別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先します。

#### 第 16 条 (その他)

本契約に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって専属的管轄裁判所とします。

2. 本契約に関して疑義が生じた場合には、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
3. 本契約が解約または終了した場合であっても、「権利義務の譲渡」、「秘密の保持」、「損害賠償の制限」、「知的財産権」、「反社会的勢力の排除」、「裁判管轄」および「準拠法」は有効に存続します。
4. 本契約の解釈は、日本国法に準拠します。

(2022. 02. 14) A16-01-4